



神奈川県 消防設備会報

第44号 令和3年1月



七里ヶ浜の情景

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町 1 シルクセンター 4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<https://www.02-ksk.or.jp>
E-mail: info@02-ksk.or.jp

消防設備会報（第 44 号 令和 3 年 1 月） 目次

新年のあいさつ	（一財）神奈川県消防設備安全協会理事長 西 津 英 二……………	1
	神奈川県くらし安全防災局長 花 田 忠 雄……………	2
	神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長） 日 迫 善 行……………	3
寄稿・消防機関から		
	これからの人材育成について	
	伊勢原市消防本部 予防課長 中 村 操……………	4
寄稿・業界通信		
	消防設備に関する蓄電池の技術規格、技術指針について	
	一般財団法人電池工業会 二次電池部会技術担当 町 山 美 昭……………	6
表彰の栄誉に輝いた方々……………		8
令和2年度各種講習会の結果概要（中間結果）……………		9
令和2年8月以降の主な通知等……………		11
（一財）日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧……………		12
点検済表示制度の推進・お知らせ……………		13

表紙：七里ヶ浜の情景

太陽が西の地平に沈むと同時に、日本一の山はその輪郭を増し、湘南の海は漆黒の中に消えていくはずなのに、国道 134 号線の風物詩である渋滞のネオンがそうはさせない。

車のライト類は暗い海を明るく照らし、遠方の大自然とのコラボレーションは時代が生み出した景観とも言える。七里ヶ浜の情景は今後どのように変わっていくのだろうか。

（写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁 様）



理事長 あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 西 津 英 二

令和3年の新春を迎えるにあたり、会員の皆様、関係団体、行政機関の皆様に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。皆様方には、常日頃ひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、米中貿易摩擦、令和元年の消費税引き上げ等を背景に減速傾向で始まったところに、新型コロナウイルス感染拡大が起これ、リーマン・ショック時並みのマイナス成長となりました。延期された東京オリンピックが夏には開催予定ですから、通常であれば個人消費、インバウンド需要の高まりによる景気の持ち直しが期待されるのですが、まずは開催が第一という状況です。

新型コロナウイルス感染症は、昨年1月に国内初の感染者が確認されて以降、感染者数が増加し、4月には特別措置法に基づく初めての緊急事態宣言が発出されました。感染拡大は収まらず、年明けにも2度目の緊急事態宣言が出される等国民生活に大きな影響を与え続けています。

一方で、ワクチンの開発が進むなど明るい兆しも見え始め、リモート型のビジネスモデルが生まれ、デジタル化が加速するなどプラスの側面もある中、誰もが一日も早い終息を願っているところです。

災害関連についてですが、昨年7月の豪雨では大河川の氾濫による浸水被害などが相次ぎました。大規模な災害の影響を最小限に抑えるためには、関係機関の一層の連携、効果的な情報伝達、災害全般に備えた訓練等の不断の取組みが求められます。

消防用設備等の設置や維持管理の適正化に携わる私どもは、県民生活における安心・安全の確保の一翼を担っており、その自覚を一層強くし、消防設備等の点検等を通じて「生命と財産」を守るため、実効性ある取組みを推進していく所存です。

当協会では、消防設備士や消防設備点検資格者の資質向上や防火管理者の育成のため、各種講習会を実施するとともに、防火・防災の普及啓発事業、「消防設備点検表示制度」（点検済ラベル）の推進など、消防設備等の適正化等が毎年一步でも前進するよう努めています。

県民の皆様が、安全で安心して暮らせる地域づくりの一端を担うため、今後も、会員の皆様をはじめ、一般財団法人日本消防設備安全センター、一般財団法人日本防火・防災協会、神奈川県など関係団体等の皆様と連携、協力して、全力で活動していく所存ですので、引き続きのご支援をお願いし、新年のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



新年のあいさつ

神奈川県くらし安全防災局長

花 田 忠 雄

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、本県の消防防災行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にもご尽力いただいております、深く敬意を表します。

加えて、各種講習会の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでいただき、深く感謝申し上げます。

さて、近年、住民の安全を脅かす大規模な災害が、全国各地で相次いで発生しています。

令和2年7月豪雨では、九州地方から中部地方、東北地方にかけて記録的な豪雨が襲い、土砂災害や浸水被害などにより多数の尊い命が失われました。

また、昨年6月に横浜港に停泊中の客船で発生した火災では、幸い船内に乗客はおらず、人身被害は発生しなかったものの、消防車両約30台が消火活動にあたり、鎮火までに約3時間半かかるなど、火災の恐ろしさや火災予防の重要性を改めて認識させられました。

こうした大規模な災害時に、その被害を最小限に抑えるためには、不断の取組が何よりも重要です。

県では、被災地の消防本部だけでは対応できない災害発生時に、県と県内消防本部が一丸となって県内の被災地を応援する「かながわ消防」の取組を平成28年度から進めています。

その一環として、今年1月下旬に、県内の全消防本部が参加し、県内で発生した大規模地震により、倒壊した建物や土砂災害発生現場での救助を想定した「かながわ消防訓練」の実施に向けて準備を進めています。

これからも、このような取組を積極的に実施し、災害対応能力の向上を図りたいと思っています。

貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成と資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施され、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う人材育成に取り組まれるなど、県民が安全で安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されています。

県といたしましては、貴協会をはじめとする関係機関としっかりと連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいります。今後とも貴協会の皆様から、より一層のお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝・ご活躍を心から祈念申し上げて、新年のごあいさつといたします。



新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

日 迫 善 行

新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の皆様には、平素から消防行政の円滑な推進に格別の御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚く御礼申し上げます。

また、消防設備等に係る技術指導をはじめ、様々な事業をとおして地域の防火・防災を推進し、県民の安全・安心のため御尽力されておりますことに深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、現在、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、昨年1月に日本国内においても最初の感染者が確認された後、感染者数が急速に増加し、4月には内閣総理大臣から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初めての緊急事態宣言が発出されました。さらに、感染の影響は第2波、第3波と押し寄せ、今なお収束が見えない中、医療提供体制への負担や社会経済活動全般にわたり多大な影響を与え続けています。

そのような状況の中、昨年も各地で風水害が発生しており、7月には九州地方を中心とした記録的な大雨により大河川での氾濫が相次ぎ、鉄道や道路など社会インフラが被災したことで国民生活に深刻な影響を与える事態となりました。

私ども消防機関は、こうした災害等の実態をしっかりと踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、神奈川県と県内消防本部の協力連携体制を一層強化し、直面する諸課題の解決に結束して取り組むとともに、地域及び関係機関との更なる連携のもと、震災・水災等大規模災害対策の推進や消防広域応援体制の充実・強化、超高齢化の進展に伴い増大する救急需要対策など、消防活動能力の更なる向上に全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

さらに、防火・防災安全対策につきましては、防火対象物における消防法令違反等の是正の徹底や事業者による初動対応能力の向上等を推進しますとともに、住宅用火災警報器の設置率の向上と併せて、更新・維持管理対策、また、防災物品の普及促進等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を進めるためにも、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の御協力が不可欠でございますので、どうか今後とも、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない無事平穏な一年でありますことと、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

これからの人材育成について

伊勢原市消防本部 予防課長 中 村 操

1 はじめに

コロナウイルス感染症の影響 昨年12月から中国湖南省武漢市において原因不明のウイルス性肺炎の患者が相次いだ事に端を発した感染症は、瞬く間に全世界に蔓延し、感染症の原因は新型コロナウイルスによるものであると WHO から発表されました。

我が国においても、4月に入り感染者が3,000人を超え、4月7日には東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言が発出され、入国制限や飲食店などへの休業要請により、感染者が減少したかに思われましたが、現在では、第3波により感染がさらに拡大し、未だに終息が見通せない状況となっています。

全国の消防本部も同様と思いますが、緊急事態宣言の発出により、感染拡大防止の観点から、立入検査をはじめとする一部の予防業務を一時停止する事態となりました。

2 人事異動による新体制

当消防本部は実員128名の小規模な消防であり、予防課は、予防係と査察指導係の2係で課長以下7名体制で予防業務に当たっています。今年4月の人事異動では、消防係から2名が異動となりましたが、予防課への配属はが初めてであり、予防業務に関する経験や知識は浅く、本人の努力だけでは知識の習得には限界があり、人材育成には上司、先輩の関わり方が大切な要素であると言えるのではないのでしょうか。

3 人材育成について

新たに配属された職員は、立入検査等を行う際、事前に対象施設のデータをパソコン、台帳等で調べ過去にどのような指導をしたか、問題点はなかったかを把握し、先輩職員と同行し実施しますが、先輩職員は、経験が浅い職員が必要な知識は身に付けているだろう。知識等の習得には自らの努力が必要だ。と考え、きめ細かい指導をあえて避ける傾向も見受けられます。

上司、先輩は、経験の浅い職員の立場になって指導することが必要であり、「人に何かを教えるときは、小学生や中学生でもわかるように説明することが良い」と言われるように、わかりやすく丁寧に指導することが求められますし、指導する側も常に勉強が必要となります。

物作りでも、「技術、知識は見て聞いて盗むもの」という話がありますが、今の世代は、一から教え「この場合は、法令の何条に記されているから」と、丁寧に教えていく。教える側も法令の再確認等が求められ、時代のニーズに合わせた的確な指導を目指して進めていくのが重要となります。

4 人材育成の課題

人を指導し育てていく・・・人材育成はどこの消防本部でも難しい問題ではないでしょうか。

先輩係員から指導を受けた内容を精査し、自分で調べ日々努力していますが、法令の解釈、これは何を指しているのか、疑問や不明な点が出てきた時、なかなか、先輩職員に聞きづらいと感ずる場面もあると思います。

教える側が「わからないことがあれば、遠慮なく何でも聞いてくれ、何でも教えるから、もし、聞かれてわからなかったら一緒に調べよう」この一言を伝えることにより、「聞いてもいいんだ」という土壌が生まれます。

人材育成とは、円滑で良好な人間関係の構築ではないでしょうか。

5 おわりに

人材育成の手段として通常業務時に助言、指導を行う。立入検査の現場が主体となっていく。いくつかの人材育成方法がありますが、立入検査の現場で学ぶことが世代を問わず有効な育成方法だと思います。

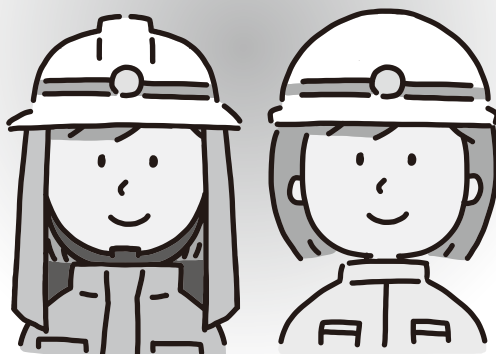
現場においては、的確な助言等で指導し厳しさの中にも思いやりがあり新係員のスキルアップを考え進めることが肝要です。

この先の立入検査業務は、すでに何ヵ所かの消防本部で ICT（情報通信技術）を活用し、モバイル端末を使用しての立入検査等に取り組んでいると聞いています。

利点としては、消防用設備の設置状況、過去の違反、各種届出情報、訓練実施状況に至るまで各種届出情報、訓練実施状況に至るまで一目でわかるようになり、業務の効率が向上し時間短縮も図れる。

だが、その前に自分で調べ、習得しスキルアップを図りながら不明な点は、気兼ねなく先輩に聞く事により、先輩係員との距離が縮まり課内の和が向上していくのでは。

人材育成とは、課内全体で人を育てていく。このことを心がけることが原点であると思います。



消防設備に関する蓄電池の技術規格、技術指針について

一般財団法人電池工業会 二次電池部会 技術担当 町 山 美 昭

消防設備における蓄電池設備（以下蓄電池設備と呼ぶ）は、常用電源喪失時における設備への電源供給を行うため防災上重要である。蓄電池設備に関しては、必要な機能を実現するために、非常電源専用受電設備、自家発電設備等と共に、消防法施行規則により機能、仕様が規定されている。また蓄電池設備はそれ自身エネルギーを貯蔵しており、間違った取扱いをすると危険な状態になる可能性もあるため、消防法火災予防条例に設置位置、構造及び管理方法が規定されている。蓄電池設備を導入、使用する際にはこれらを遵守する必要がある。また導入後の蓄電池設備を正しく使用、保守するためには蓄電池に関する正しい知識が必要である。本稿ではこれら蓄電池設備に係る各種の技術規格、技術指針について紹介する。

1. 日本産業規格（JIS）

従来、日本工業規格という名称であったが、平成30年の産業標準化法制定により、名称が変更され現在の名称になった。蓄電池設備に関する日本産業規格（以下 JIS）としては下記のようなものがある。

- ・ JIS C8704-1 据置鉛蓄電池—般的要求事項及び試験方法—第 1 部：ベント形
- ・ JIS C8704-2-1 据置鉛蓄電池—第2-1部：制御弁式—試験方法
- ・ JIS C8704-2-2 据置鉛蓄電池—第2-2部：制御弁式—要求事項
- ・ JIS C8702-1 小形制御弁式鉛蓄電池—第 1 部：一般要求事項，機能特性及び試験方法
- ・ JIS C8702-2 小形制御弁式鉛蓄電池—第 2 部：寸法，端子及び表示
- ・ JIS C8702-3 小形制御弁式鉛蓄電池—第 3 部：電気機器への使用に際しての安全性
- ・ JIS C8705 ポータブル機器用密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（単電池及び組電池）
- ・ JIS C8706 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
- ・ JIS C8709 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池

これらの JIS は、昭和48年 2 月10日の消防庁告示「蓄電池設備の基準」に引用されており、蓄電池設備に使用する蓄電池はこれらの JIS にある性能、基準を満たしている必要がある。なお「蓄電池設備の基準」は随時改正されるので常に最新版を参照する必要がある。

以下にこれらの蓄電池の特徴について補足する。ベント形据置鉛蓄電池は電池内部が外部と通じている開放型蓄電池であり、電解液量の監視と調整が必要であるが、正しい保守を行うことで長寿命と高信頼性が実現できる。制御弁式据置鉛蓄電池及び小型制御弁式鉛蓄電池は吸液性の隔離板（セパレータ）に電解液を含浸させ、保守性、設置性を向上させたもので、多くの蓄電池設備に使用されている。ニッケル・カドミウム電池は、高信頼性、長寿命であり、比較的に厳しい取扱いにも耐えることから、これらの性能が要求される用途に根強く使用され続けている。

なお、これらの JIS の制定、改正には従前より、電池に関する工業団体である（一社）電池工

業会は蓄電池の生産者という立場で関わっており、また総務省消防庁様には中立者という立場で関わって頂いている。

2. 電池工業会標準 (SBA)

(一社)電池工業会は、独自に団体規格、指針、技術報告等の標準類 (SBA) を定め、発行している。これらは JIS 制定方法に準じており、電池工業会会員からなる技術専門委員会 (分科会) により原案が作成され、上位の技術委員会の審議を経た後、電池の使用者、並びに学識経験者及び関係省庁関係者等の中立者からなる審議会 (標準化委員会) によって審議、承認され、発行される。SBA には (1) 電池工業会規格 (Standard)、(2) 電池工業会指針 (Guide)、(3) 電池工業会技術報告 (Report)、があり、SBA 規格番号の前の S、G 及び R はこれらの違いを表す。

電池工業会規格 (Standard) は電池などについて種類、性能、試験、使用法、表示などに係る事項について制定したものである。業界規格ではあるが、これを元に作成された JIS もあり、いわば JIS の前段階規格とも言えるものである。また電池工業会指針 (Guide) は安全、保守、取扱い及び環境面などにおいて、技術的推奨事項をガイドラインとして定めたものであり、使用者の利便性向上に役立つことを狙っている。以下に蓄電池設備に関係する主な SBA を示す。

・ SBA S 0903	据置蓄電池用キュービクル 一般要求事項及び試験方法
・ SBA S 0904	浮動充電用スイッチング整流装置
・ SBA G 0202	小形制御弁式鉛蓄電池—保守・取扱いの技術指針
・ SBA G 0303	ベント形据置鉛蓄電池—保守・取扱いの技術指針
・ SBA G 0304	制御弁式据置鉛蓄電池の保守・取り扱いに関する技術指針
・ SBA G 0507	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池の保守・取扱い指針
・ SBA G 0603	蓄電池室—蓄電池設備に関する技術指針
・ SBA G 0605	蓄電池設備—定期点検項目及び点検周期の指針
・ SBA G 0606	蓄電池設備—劣化診断の技術指針
・ SBA G 0705	密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池の取扱・安全指針
・ SBA G 0901	浮動充電用整流装置—保守・取扱いの技術指針
・ SBA G 0902	浮動充電用整流装置—設計指針

3. まとめ

以上、蓄電池設備に関わる技術規格、技術指針等について紹介した。紙幅の関係により、各々の説明はできなかったが、これらは全て一般に販売されており、誰でも入手できる。消防関係で蓄電池設備を導入、または取り扱う機会があれば、今回紹介した関係する技術規格、技術指針等を実際に手に取ってご覧いただければと思う。またこれらに関してご意見、ご希望があれば、(一社)電池工業会にお寄せ頂ければ幸甚である。

これらの技術規格、技術指針等が、消防設備における蓄電池設備の導入、運用管理、活用に役立つことを願うものである。

(なお本稿では、リチウムイオン電池に関する技術規格等に関しては割愛させていただいた。)

表彰の栄誉に輝いた方々

令和2年度消防設備保守関係等表彰

◇消防設備保守関係功労者表彰

消防庁長官表彰受賞者（全国で30名）

・大井 達 様 相模設備工業株式会社 代表取締役

◇消防設備保守関係者表彰

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰受賞者

・岡 利光 様 株式会社栄光 セフロ 代表取締役

・加藤 哲郎 様 協成電気株式会社 代表取締役

・野村 明弘 様 株式会社 渡辺武商店湘南支店 支店長

・いずみサポート株式会社 神奈川支社様

（消防設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰）

表彰式（消防庁、一般財団法人日本消防設備安全センター共催）

日 時 令和2年11月6日（金） 午後2時～

場 所 明治記念館

（コロナウイルス感染防止対策等安全に配慮し、受賞者のみ出席で実施され、例年実施される祝賀会は中止となりました。）

令和2年度各種講習会の結果概要（中間結果）

令和2年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの受託事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受 講 者
消火設備（1・2・3類）	10月6日・10月29日・11月11日 11月19日	517
警報設備（4・7類）	10月7日・10月15日・10月27日 11月12日・11月17日・11月20日	918
避難設備・消火器（5・6類）	10月8日・10月14日・10月28日 11月10日・11月18日	736
計	15回	2,171

◆ 消防設備点検資格者講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実 施 日	9月7日～9月9日	12月1日～12月3日	3月2日～3月4日	受講者合計
受講者数	64	82	－	146

第2種

実 施 日	9月28日～9月30日	12月8日～12月10日	3月9日～3月11日	受講者合計
受講者数	66	72	－	138

1種・2種合計 284

◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実 施 日	7月8日	7月21日	1月20日	2月16日	2月18日	受講者合計
受講者数	135	75	－	－	－	210

第2種

実 施 日	7月9日	7月22日	1月21日	2月17日	2月19日	受講者合計
受講者数	114	97	－	－	－	211

1種・2種合計 421

◆ 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、（一社）電池工業会からの受託事業として実施しました。

実 施 日	11月26日・27日	受 講 者 数	72
-------	------------	---------	----

◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

(1) 甲種防火管理講習

月 別	8月	12月	1月	3月	受講者合計
実施日	27・28日	17・18日	14・15日	25・26日	
受講者数	70	55	－	－	125

(2) 乙種防火管理講習

実 施 日	8月26日	2月25日	受講者合計
受講者数	71	－	71

(3) 甲種防火管理再講習

実 施 日	12月15日	受講者合計
受講者数	57	57

◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実 施 日	7月1日	2月26日	受講者合計
受講者数	37	－	37

◆ 防火・防災併催講習

上記の2つの新規資格を併せて取得するための講習で、（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実 施 日	8月13・14日	9月17・18日	9月24・25日	受講者合計
受講者数	117	36	38	191

〈令和2年8月以降の主な通知等〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第235号	8月7日	消防庁予防課長	福島県郡山市で発生した爆発事故を踏まえた飲食店の防火対策に係る注意喚起について
事務連絡	9月3日	消防庁予防課	飛沫防止用のシート設置に係るリーフレットの作成について
消防予第264号	9月4日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査結果について
事務連絡	9月14日	消防庁予防課	食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について
消防予第305号	9月16日	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について
事務連絡	9月18日	消防庁予防課	ガス・石油燃焼機器安全啓発チラシの送付について
消防予第310号	9月24日	消防庁予防課長	改正火災予防条例(例)の運用について
消防予第311号	9月24日	消防庁予防課長	「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」の一部改正について
消防予第312号	10月1日	消防庁次長	「消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間を定める件の一部を改正する件」等の公布について
事務連絡	10月16日	消防庁予防課	令和2年1月から同年6月までに発生した製品火災に関する調査結果について
事務連絡	10月22日	消防庁予防課	防災表示を付する者の登録に係る消防長への通知方法の変更について
事務連絡	10月29日	消防庁予防課 消防庁防災課	火災予防啓発用映像等のさらなる活用について
事務連絡	10月29日	消防庁予防課	消防設備等点検パンフレットの送付について
事務連絡	10月29日	消防庁予防課	不適切な消防用設備等点検における注意喚起リーフレットの送付について
事務連絡	11月13日	消防庁予防課	住宅防火推進用イラストの作成について
事務連絡	11月17日	消防庁消防・救急課	来年2月末までの催物の開催期限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について
消防予第365号	11月18日	消防庁長官	住宅用火災警報器設置対策基本方針の改正について
事務連絡	12月9日	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について
事務連絡	12月10日	消防庁予防課 消防庁国民保護・防災 部地域防災室	地震火災対策リーフレットの送付について
消防予第410号	12月23日	消防庁予防課長	二酸化炭素消火設備の放出事故の発生について
消防危第304号	12月25日	消防庁予危険物保安課 長	災害時等に市町村長等が別に定める定期点検の期限に関する運用上の留意事項について
消防予第388号	12月25日	消防庁次長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について
消防予第392号	12月25日	消防庁予防課長	防火対象物定期点検報告制度に係る執務資料の送付について
消防予第412号	12月25日	消防庁予防課長	消防関係手続(火災予防分野)における書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化に係る関係通知の一部改正等について
消防予第420号	12月28日	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について

神奈川県 消防設備会報

(一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧

刊行物注文書

(一財) 神奈川県消防設備安全協会 御中

下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所	〒	
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊 行 物 名		注文部数	定 価	金 額	備 考
消防設備士試験準備用テキスト						
2000	消防用設備六法			2,200		
2007	電気と機械の基礎知識			880		
2001	消防設備士受験直前対策	第 1 ・ 2 ・ 3 類用		2,255		
2002		第 4 ・ 7 類用		1,430		
2003		第 5 ・ 6 類用		1,540		
2004	消防設備等基本テキスト	消火設備編		3,410		
2005		警報設備編		3,300		
2006		避難・消火器編		2,750		
2008	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編		3,025		
2009		第 1 類		2,640		
2010		第 4 類		2,860		
2011		第 6 類		2,420		
一般参考図書						
2017	消防用設備等試験実務必携			3,850		
2018	消防用設備等点検実務必携			4,180		
2019	防火対象物・防災管理点検実務必携			3,768		
合 計			部			

TEL 045-201-1908 振込み銀行 横浜銀行 本店

FAX 045-212-0971 普通預金：0093790

口座名義：(一財) 神奈川県消防設備安全協会

※振込手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便（送料着払い）にて発送いたします。

——点検済表示制度の推進—— 点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会では、「消防用設備等点検済表示制度」の一層の充実を図るため、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところであります。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いします。



—— 消火器用 ——



—— 消火器以外の設備用 ——

— お知らせ —

◇神奈川県が発注する一般委託の最低制限価格率の改定

神奈川県が発注する一般委託のうち消防施設保守管理など8業種※について、令和3年1月入札公告分（令和2年度予算執行案件を除く）から最低制限価格率が83%に改定されました。（改定前80%）

※①庁舎等清掃、②警備・受付、③建物設備保守管理、④総合建物管理、⑤消防施設保守管理、⑥電気通信設備保守管理、⑦エレベーター保守管理、⑧污水处理施設等保守管理

最低制限価格が適用されるのは、上記業種のうち労働者が常時配置されている業務や、人件費が大半を占める業務等に限る。（入札公告等で要確認）

→詳しくは県ホームページでご確認ください。

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100563.html>

点検推進指導員派遣制度について

県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し、点検業務に立ち会う制度を実施して、県民の「安全・安心」を支援します。

点検推進指導員派遣制度の流れ

◎点検立会の依頼

建物オーナー、防火管理者及び点検事業者から依頼します。

◎点検実施状況の確認

点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。

◎点検立会確認の通知

点検立会確認書を建物オーナー、防火管理者及び点検事業者に通知します。



優良点検事業所認定制度について

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員事業所を、『優良点検事業所』として認定します。

優良点検事業所認定制度の流れ

◎優良点検事業所認定の申請

点検事業者から申請します。

◎点検実施状況の確認

点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。

◎優良点検事業所の認定

点検推進指導員の確認結果をもとに、認定等委員会で認定（不認定）されます。

認定後は、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定書」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

消防用設備等
優良点検認定事業所
(一財)神奈川県消防設備安全協会

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail: info@02-ksk.or.jp